

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

(一財) 非営利組織評価センター

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日 ～2024年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：職場全体で次世代育成に貢献し、必要な人が必要な時に休める環境づくりを
進めるため、育児休業規程の改定、出生時育児休業制度の前倒し導入、育児
休業取得促進方針の策定と関連施策の周知・研修、不妊治療のための特別休
暇の導入、を実施する。

<対策>

- 2022年 4月～ 育児休業規程の見直し、改定案の作成
- 2022年 5月～ 出生時育児休業制度の導入、育児休業規程への追記
- 2022年 5月～ 育児休業等取得促進方針の作成
- 2022年 5月～ 育児休業および介護休業に関する研修および意見交換会実施
以後年1回、研修を実施
- 2022年 6月～ 不妊治療のための特別休暇制度を導入し、就業規則に盛り込む
- 2022年 6月～ 各種申請フォームの作成、周知

目標2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場
復帰をサポートする。また、育児休業期間中の代替要員についての検討や、
業務内容・業務体制の見直しを実施する。

<対策>

- 2022年5月～ 全職員に対し、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険
料免除などについて周知する
- 2022年5月～ 育児休業期間中の業務体制の見直しに関する議論の場をつくる
- 2022年 6月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

以上